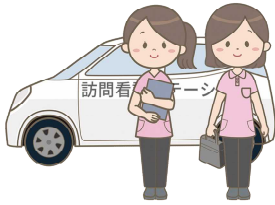


吉岡町医療的ケア児通所施設等訪問看護事業



令和4年4月から、保育園や学校、障害児通所施設等に通っている短時間かつ定時の医療的ケアを必要とする児童に対して、町と委託契約を結んだ訪問看護事業者の看護師等を派遣する事業を実施します。

対象者について

吉岡町に住所があり、看護師が配置されていない施設等に通所している医療的ケアを必要とする児童が対象です。

※医師意見書の提出及び派遣先の通所施設等からの同意が必要です。

対象施設について

渋川広域圏内（渋川市・榛東村・吉岡町）に所在する以下の施設が派遣の対象となります。

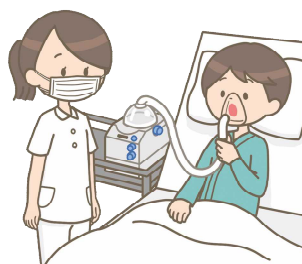
- ▶ 保育園（所）・幼稚園・認定こども園
- ▶ 学校
- ▶ 障害児通所施設

事業内容について

30分を1単位として、町の委託を受けた訪問看護事業者を派遣します。1日の利用上限は3単位（90分）です。1回の派遣で3単位（90分）全てを利用することや、1回につき1単位（30分）ずつ利用して1日に3回派遣を受けることも可能です。

対象となる医療的ケアは特に定めていませんが、訪問看護事業者と派遣先の施設等が対応できる短時間かつ定時の対応が可能な処置となります。具体的には次のとおりです。

例）自己導尿、痰の吸引、経管栄養、酸素吸入など



申請に必要なもの

- ☐ 吉岡町医療的ケア児通所施設等訪問看護事業利用申請書
 - ☐ 吉岡町医療的ケア児通所施設等訪問看護事業医師意見書
- ※医師意見書の作成にかかる費用は、利用者の負担となります。

利用者負担について

事業の利用に関する費用及び利用者負担は次のとおりです。利用者負担額については、利用者が訪問看護事業者へ直接支払ってください。

ただし、利用者の所属する世帯の収入等の状況によって、利用者負担上限月額を定めています。

◎単位ごとの費用と利用者負担額

	1 単位	2 単位	3 単位
費用総額	4, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
利用者負担額	4 0 0 円	8 0 0 円	1, 2 0 0 円

(1 単位 = 3 0 分)

◎利用者負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	住民税非課税世帯	0 円
一般 1	住民税課税世帯で、世帯の所得割額の合計が 2 8 万円未満	4, 6 0 0 円
一般 2	住民税課税世帯で、世帯の所得割額の合計が 2 8 万円以上	3 7, 2 0 0 円

※ここでの「世帯」とは住民登録上の世帯をいいます。

※提供する医療的ケアに必要なカテーテルなどの材料費は、上限月額とは別に利用者負担となります。また、利用時間には、事業者の移動にかかる時間は含まれません。

問い合わせ先

吉岡町役場 介護福祉課福祉室

電話 0 2 7 9 - 2 6 - 2 2 4 6 (直通)